

**報告書公表後のこれまでの取組・検討の状況**  
(主に高圧トランス・コンデンサ等、安定器等・汚染物関係)

**1. PCB廃棄物特別措置法に基づく処理期間の延長について**

- 平成 24 年 12 月 12 日に PCB 廃棄物特別措置法第 10 条に基づく処理期間を改正。

**PCB 廃棄物特別措置法**

第 10 条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

**PCB 廃棄物特別措置法施行令**

(改正前)

第 3 条 法第 10 条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して 15 年とする。

(改正後)

第 3 条 法第 10 条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成 39 年 3 月 31 日までとする。

- 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知を发出 (参考資料)

**2. JESCOにおける処理の進捗状況 (平成 25 年 9 月末現在)**

- 高圧トランス・コンデンサ等

	トランス類	コンデンサ類
北九州事業	74%	67%
大阪事業	60%	53%
豊田事業	60%	53%
東京事業	51%	33%
北海道事業	61%	48%

○ 安定器等・汚染物

北九州事業所では、平成 21 年にプラズマ溶融設備の 1 号炉が、平成 24 年に 2 号炉がそれぞれ操業開始。現在、安定器等・汚染物の 5 割程度の処理が完了。

また、北海道事業所では、本年 1 月からプラズマ溶融設備の試運転に着手し、6 月から 2 ヶ月間、PCB 廃棄物を使用した負荷試運転を実施し、安全に処理できることを確認。9 月から操業開始。

### 3. JESCOにおける技術的な検討について

○JESCO に設置されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会及び同委員会に基づく部会において、工程改善や改造の取組、施設の機能維持・更新等への取組、超大型機器等の処理等についての検討が行われてきた。

#### <工程改善や改造の取組に関する検討>

○特に前処理（解体や洗浄）の能力を増強させるため、解体方法の改善による効率化や洗浄溶剤の再生能力の増強等の検討を行った。一部で既に成果が出始めているが、引き続き、不断の取組を行う。

例：東京事業所の能力が、平成 22 年度と比べ、平成 24 年度はコンデンサで 4 割向上

○改造については、一部の事業所で既に実施し、処理能力が増大

例：豊田事業所における車載トランスの予備洗浄装置を増設し、  
年間 27 / 台⇒42 / 台に処理能力が増大

○また、今後実施予定の改造については、処理対象物の詳細調査を実施。一部については設計に着手。

例：豊田事業所における特殊コンデンサを処理できるようにする設備改造

#### <施設の機能維持・更新等に関する取組>

○平成 24 年度に、経年劣化対策に対応した専門のコンサルタントと連携し、経年劣化事象（腐食、摩耗、浸食、疲労等）を抽出し、その損傷形態（外部漏洩、機器停止等）や要因を考慮した点検・保守・更新の考え方の検討を行った。

○さらに、設備が腐食の影響を受けやすい工程を選定し、腐食原因、腐食傾向を考慮した点検・保守・更新を実施中。

### <超大型機器等の処理に関する取組>

- 抜油、部品取り外しに加え、現場で切断しなければ搬出ができない超大型機器について、保管現場からの搬出手法の確立に向け実証試験を実施予定（平成 25 年度）。
- また、超大型機器は汎用品ではないことから、全国に存在する超大型機器の現地確認調査を実施し、1つ1つの機器に対する搬出手法を検討している。

委員会等	開催日
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会	H25.3.29
北九州事業部会	H24.12.27、H25.7.10
豊田事業部会	H24.10.5、H24.11.16、H25.3.4、H25.7.1
東京事業部会	H24.9.24、H24.10.29、H25.2.1、H25.4.12、H25.10.4
大阪事業部会	H25.2.21、H25.8.12
北海道事業部会	H24.12.17、H25.9.2
作業安全衛生部会	H24.12.1～12.2、H25.6.22
PCB 汚染物等処理体制検討部会	H24.12.28、H25.1.25、H25.2.28

#### 4. 環境省における各地域での説明

- JESCO 事業所のある各地域に設置されている監視委員会等や、都道府県等の自治体の広域協議会において、報告書の内容等について説明を実施。

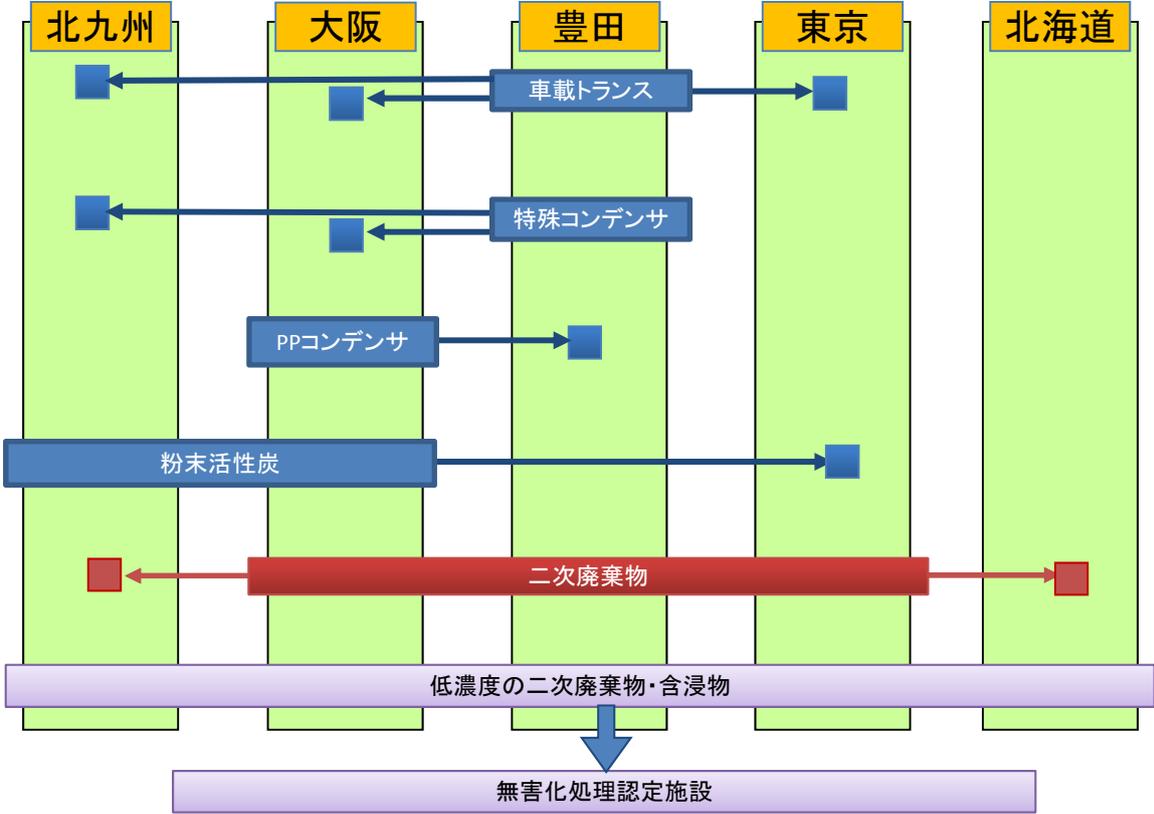
北九州	監視会議	H25.2.5、H25.7.30
	広域協議会	H25.8.21、H25.2.14
豊田	監視委員会	H24.11.22、H25.3.6、H25.7.4
	広域協議会	H24.10.16、H25.3.25、H25.10.25
東京	環境安全委員会	H24.10.4、H25.2.7、H25.6.25、H25.10.22
	広域協議会	H25.3.12
大阪	監視部会	H25.9.27
	広域協議会	H25.3.5
北海道	監視円卓会議	H24.10.23、H25.2.15、H25.7.31
	広域協議会	H24.12.20、H25.3.8、H25.6.10

## 5. 今後の処理促進策の検討について

(基本的な考え方)

- ① 日本全体のPCBを1日でも早期に処理するための計画とすること。
- ② そのため、JESCO各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠であること。
- ③ 今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこと。

処理促進策の全体像  
(昨年8月の報告書に記載された試案)



事業所名	設備改造等の内容
大阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大型トランスの処理量を増加させるため、小型トランス処理ラインの部分改造を行うことが考えられる。</li> </ul>
豊田	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予備洗浄能力の不足が車載トランス処理のネックとなっていることから、車載トランスの予備洗浄工程をより効率の良い工程に変更し、処理量を増加させることが考えられる。</li> <li>● 特殊コンデンサの処理を行えるようにするため、小型トランス処理ラインの改造を行うことが考えられる。</li> </ul>
東京	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低濃度物の処理の終了後に、当該スペースを活用し、大型トランス、車載トランス等の前処理能力を増強させるための設備改造を行うことが考えられる。</li> </ul>
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行のコンデンサ処理ラインでは処理ができない大型のコンデンサや特殊コンデンサを処理するため、小型トランス処理ライン等を改造することが考えられる。</li> </ul>